

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>7 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>附 則 （法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</p> <p>8 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

第2条 春日部市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」と</p>	<p>附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」と</p>

あるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

あるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中附則第7項及び第8項の改正規定並びに第2条の規定 平成31年4月1日
- (2) 第1条の規定中附則第21項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日